



# 緊急声明「司法軽視の再減額方針の撤回を強く求める」発出 厚生労働省が新たな減額改定を含む対応策を公表

## 専門委員会にあてた緊急声明発出

厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会のもと、「最高裁への対応に関する専門委員会」(以下、専門委員会)を設置し、8月13日から11月17日までの間に9回にわたり開催しました。

私たちは、専門委員会に対して3通の意見書を提出し、専門委員会でも参考資料として配布され、厚生労働省のHPにも掲載されています。

しかし、私たちの意見が正面から取り上げられて議論されることのないまま、専門委員会は11月17日、報告書案を取りまとめ、岩村正彦委員長に一任しました。

私たちは、11月17日に緊急声明「“蒸し返し”の再減額改定を断じて容認しない」を発出しました。

## 厚生労働省の最高裁判決後の対応方針公表

11月21日、専門委員会報告書を受け、厚生労働省は「最高裁判決の対応に関する専門委員会報告書等をふまえた対応の方向性」を公表しました。

公表された対応策は、原告を含むすべての生活保護利用世帯に対し、①最高裁判決で違法とされなかった「ゆがみ調整(2分の1処理)」を再実施するうえ、②最高裁判決で違法とされた「デフレ調整(-4.78%)」に代え、低所得者(下位10%)の消費実態との比較による新たな高さ(水準)調整を「-2.49%」行う一方、③原告については「特別給付金」として②の減額分を追加給付するというものです。

## 厚労省にあてた緊急声明発出

私たちは、厚生労働省が最高裁判決への対応策を公表した11月21日に、緊急声明「生活保護利用者の人間の尊厳を再び踏みにじる司法軽視の再減額方針の撤回を強く求める」を発出しました。

## 声明内容「人間の尊厳を踏みにじる行為」

声明では、専門委員会報告書が示した選択肢の中で最も低い水準での対応策であり、最高裁判決の意義を矮小化したものであると批判しています。

まず、左記②の新たな減額改定を行うことは、最高裁判所による勝訴判決の効力を全く無視するものです。左記③のとおり、原告等に「特別給付金」として左記②の減額分を追加給付したとしても、専門委員会において法医学系委員が指摘したとおり、紛争の一回的解決の要請に真っ向からする「蒸し返し」そのものであり、原告以外との関係でも到底許されるものではありません。また、左記①の再減額改定を行うことは、少なくとも、減額処分の取消しによって改定前基準による保護費の給付請求権が生じている原告との関係では、これを違法に不利益変更するものであり許されません。

厚生労働省は、最高裁によって判断の違法を断罪されてなお、10数年前と全く同様の過ちを犯そうとしています。かかる対応は司法軽視もはなはだしく、この国の三権分立、法の支配を搖るがすものである。また、高齢者世帯と重度の障害・傷病者世帯が8割を占め、弱い立場に置かれた生活保護利用世帯の人権と人間の尊厳を再び踏みにじる仕打ちであって断じて容認できません。

# 司法軽視の再減額方針の撤回を求める

## 12.9緊急院内集会に参加を



(10.28 大決起集会の時の様子)

### 「当事者の声を聞け」

私たちは10年以上にわたる闘いを経て、2025年6月27日に、歴史的な最高裁勝訴の結果をえました。ところが、厚生労働省は、5か月近くが経過した11月21日に、違法と判断された「デフレ調整」とは別の理由（低所得者の消費との比較）による再減額を含む対応策を公表しました。これは最高裁判決を矮小化するもので、断じて許すことはできません。

そこで、これまでの裁判運動と最高裁判決の歴史的意義を再確認し、司法判断を軽視し補償額を値切ろうとする再減額方針の撤回を求めて緊急集会を開催します。

### 緊急院内集会の概要

日時：2025年12月9日（火）14時～16時

会場：衆議院第1議員会館 多目的ホール

（定員150名、先着順）

オンライン：Zoomウェビナー

■基調報告「最高裁判決の歴史的意義と対応策の問題点、これから運動」（仮）尾藤廣喜弁護士

■各地の原告・原告以外の生活保護利用者の声

■国会議員からのアピール など

※詳細はチラシ・当会HPで確認してください。

くいのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

（口座）○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408（読み ヨンゼロハチ）【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

### オンライン署名でも、声を上げ続けよう

2025年6月27日の最高裁判決後から、私たちは厚生労働省の担当者との交渉を続けておりますが、厚生労働省は不誠実な対応に終始してきました。そして11月21日には、司法軽視の再減額方針を公表するに至ります。

私たちは、最高裁判決直後から、厚生労働大臣にあてて「最高裁判決を受け入れて謝罪し、一刻も早く違法状態を是正」をもとめるオンライン署名を行っています。

これまで59,525筆（個人署名58,094筆、団体署名1,471筆）が集まっています。11月7日に厚生労働省に届けています。

引き続き、署名を集めています。

QRコードからお願ひいたします。



### 今後の裁判予定

#### ■判決日

仙台高裁（青森訴訟）12月3日（水）

東京高裁（神奈川訴訟）2026年2月6日（金）

仙台高裁（宮城訴訟）2026年2月25日（水）

#### ■口頭弁論

大阪高裁（和歌山訴訟）12月24日（水）

福岡高裁（宮崎訴訟）2026年1月14日（水）

福岡高裁（鹿児島訴訟）2026年1月14日（水）

広島高裁（岡山訴訟）2026年1月29日（木）

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前（所属）  
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを  
ご記入の上、いのちのとりで  
裁判全国アクション事務局まで  
FAX(06-6363-3320)してください。